

令和4年11月30日

令和4年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年11月30日 開会

令和4年12月6日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年11月30日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和4年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和4年11月30日(水)
午前10時00分 開会・開議

会 期 令和4年11月30日～12月6日(7日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	12番 原島 幸次 議員 会議録署名議員の指名 1番 伊藤 英人 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第56号	奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例	原案可決
7	議案第57号	奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第58号	奥多摩町登記原山村広場運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第59号	奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第60号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第61号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第62号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

(午後0時00分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 4 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

12 番 原島幸次議員、

1 番 伊藤英人議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 11 月 21 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君）

令和 4 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 11 月 21 日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果を報告いたします。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 12 月 6 日までの 7 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、タブレットに格納してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 10 件であります。本日及び明後日 12 月 2 日の 2 日間で審議いたします。

なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付はありませんでしたので、常任委員会の開催はございません。

次に、12 月 6 日は、本会議 3 日目、本定例会の最終日ではありますが、一般質問を行い、閉会する予定であります。一般質問の通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。タブレットに格納してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

はじめに、議案第 56 号の条例の新設につきましては、単独上程の即決と決定しておりま

す。

次に、議案第 57 号から議案第 59 号までの条例の一部改正条例 3 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 60 号から議案第 62 号までの条例の一部改正条例 3 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

本日の審議はこれをもって終了し、補正予算については、本会議 2 日目を明後日 12 月 2 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 63 号から議案第 65 号までの令和 4 年度の一般会計をはじめとする特別会計等 3 議案について一括上程とし、採決は、それぞれ即決と決定しております。説明は、はじめに副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

以上が上程別、採決別取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 6 日までの 7 日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 6 日までの 7 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和 4 年第 4 回奥多摩町議会定例会を招集させていただ

きました。開会に当たりまして一言挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する事項ですが、11月に入り、国内における新規感染者数の増加が続き、第8波への懸念が高まっております。

東京都においては、この冬に向けた感染拡大防止対策としてワクチンの早期接種、マスクの着用や人の集まる屋内では、気温が低い中でも定期的な換気を励行するなど、基本的な対策の徹底、また、医薬品や食料品等の備蓄を呼びかけているところであります。

町においては新型コロナウイルス感染症の拡大及び原油価格、物価高騰に伴う経済の低迷に対し、地域経済の活性化を図るため、第3弾となります奥多摩町地域応援券事業を実施するとともに、燃料費や電気料金の値上げの影響を受ける町内に事業所、店舗などを有する中小企業及び個人事業者に対し、事業継続を支援するための奥多摩町事業継続応援金事業を実施しております。

また、町における5回目のワクチン集団接種の状況ですが、75歳以上の方を対象とした接種は今年26日をもって完了し、12月には60歳以上の方、また、基礎疾患を有する方の集団接種を予定しており、実施に当たっては、引き続き町民皆様が安全で安心して接種できるよう万全を期してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、10月16日にスポーツなどを通じて町民皆様の交流と健康増進を図ることを目的として4年ぶり2回目となる奥多摩スポーツフェスティバルが開催されました。当日は、古里小学校校庭、体育館、プールサイド、文化会館、それぞれの会場において小さなお子さんから高齢の方々まで一緒になって楽しく過ごしていただき、豪華賞品が当たる抽せん会も大いに盛り上がりました。

また、10月29日、30日の好天に恵まれた両日、こちらにも実に4年ぶりとなる第37回奥多摩ふれあいまつりを開催しましたところ、保育園児の皆さんや小学校の児童による発表、また、奥多摩清流太鼓をはじめとした町内各種団体による披露、そして、出展いただきました各ブースでの展示や販売、更には、吉本興業芸人によるお笑いライブ、新沼謙治さんによる昭和演歌ショーを開催し、小さなお子さんから高齢の方々まで大勢の町民皆様にご来場いただき、皆様のお力で盛会に開催できましたことに対しまして改めて感謝を申し上げます。

また、翌日の10月31日には、奥多摩ふれあいまつり農林産物品評会において東京都知事賞を受賞したワサビを東京都庁に持参し、小池都知事をはじめ、東京都職員の皆様にワサビ田の災害復旧についてのご報告と東京都の支援についてお礼を述べ、お届けしましたところ、大変喜んでいただきました。

次に、野村不動産ホールディングス株式会社と連携した地域資源活用事業では、事業対象地である小丹波地内の大塚山周辺における町有地の分収林契約につきまして山林所有者のご理解とご協力をいただき、42件、延べ394名の契約解除の合意を得て立木補償金の精算が完了いたしました。

同時に、野村不動産ホールディングス株式会社が設立した森をつなぐ合同会社と対象地の地上権設定契約を締結いたしました。

今後、森をつなぐ合同会社では、作業道や土場等の整備を経て、来年度以降、森林経営計画に基づく森林施業が開始される予定であり、町といたしましても民間の活力を導入しつつ地域材を活用し、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、庁舎建設整備事業では、9月30日に庁舎建設委員会に対して行いました庁舎建設候補地及び庁舎建設基本構想に関する諮問事項につきまして、この28日に松本祐一委員長及び木村光恵副委員長から中間答申をいただき、庁舎建設候補地につきましては、大氷川地内のJ R青梅線奥多摩駅東側の土地が選定されました。ただし、アクセスに関して踏切や坂道等、現状の課題があるため、これらの改善に努めることが付記されました。

また、基本構想における基本理念につきましては、誰もが親しみやすく訪れやすい庁舎であるとともに、地域住民の安全・安心を確保するため、災害時には危機管理対応を果たす防災拠点としての機能、そして、地域コミュニティの活性化に繋がるような一人一人がイメージする奥多摩らしさを併せ持つ庁舎を目指すこととされました。

庁舎建設委員会では今後、建設整備に向けた基本計画について検討、協議を行っていただき、ご提言をいただくこととなります。議員皆様には引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第56号 奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例につきましては、東京都が令和5年度から新たに実施する高校生等への医療費助成事業に基づき助成するため、規定を整備するものであります。

議案第57号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例、議案第58号 奥多摩町登計原山村広場運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例及び議案第59号 奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例までの3議案につきましては、使用手続等を見直すため、規定を整備するものです。

議案第60号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案につき

ましては、特別給の支給割合の改定を行うため、規定を整備するものです。

議案第 62 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東京都人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の支給割合を改定するため、規定を整備するものであります。

次に、議案第 63 号から議案第 65 号につきましては、現在執行しております令和 4 年度奥多摩町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案となります。

以上、条例の制定 1 件、条例の一部改正 6 件、補正予算案 3 件の計 10 件であります。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、新型コロナウイルス感染症との厳しい戦いは 2 年半を超え、この間、地域住民の皆様をはじめ、事業者皆様のご協力の下、関係機関とも連携し、感染予防や対策に取り組んでまいりました。今後も新たな感染拡大への対応を想定しつつ、これまで積み重ねてきた対策や経験を生かし、関係機関と連携を図りながら感染症対策を講じてまいる所存でありますので、引き続き町民皆様、議員皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。令和 4 年第 4 回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

これより議案審議に入ります。

次に、日程第 6 議案第 56 号 奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 大串 清文君 登壇〕

○福祉保健課長（大串 清文君） タブレット議案第 56 号、1 ページをご覧ください。議案第 56 号 奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、東京都が令和 5 年度から新たに実施する高校生等への医療費助成事業の当町における施行に際し、規定を整備する必要があるためでございます。

2 ページをご覧ください。4 ページにかけまして条例制定文となりますが、新たに制定する条例となることから、本日配布の概要資料によりご説明させていただきます。別紙資料、奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例（概要）をご覧ください。

まず、1、東京都高校生等医療費助成事業の創設につきまして、東京都では、高校生等に係る医療費を助成する高校生等医療費助成事業、通称名としてマル青を令和5年度から都内全ての区市町村を実施主体として開始するものとし、当該医療証に係る申請の受付、医療証の交付などの事務を町で行うことから、本条例で規定を整備するものであります。

次に、2、町の高校生医療費助成事業からの制度移行につきまして、町では子ども・子育て支援事業において高校生等医療費助成を償還払い、自己負担後、申請に基づき全額助成で実施しておりますが、令和5年度からの都制度の創設により、都外の医療機関受診時は引き続き償還払いとなるものの、都内の医療機関受診時は窓口負担はなくなり、当該医療費助成の財源は都補助金が充当されることが主な変更点となります。

ただし、制度施行後、令和7年度までの3年間は、東京都から全額補助されるものの、令和8年度以降の財源負担は、今後協議されるものでございます。

なお、都制度は、義務教育就学児医療費の助成、マル子と同様に、対象者の所得制限や通院1回200円の自己負担がありますが、当町においては、町独自に、マル子と同様に、所得制限や通院時の自己負担はなしとし、また、円滑に制度移行をするため、令和5年4月から都補助金を充当するものの医療証は4月に交付せず、毎年度の更新日の10月1日前、9月中に申請を受け付け、医療証の交付を予定しております。

次に、3、条例の概要・条項規定一覧表につきましては、表に基づき、条項、規定の内容の順にご説明いたします。

まず、第1条は、目的として、町が高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを規定し、第2条は、用語の定義として、1項で、高校生等として、対象となる年齢、15歳到達翌日以後、最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日までの間を規定し、2項で、対象となる高校生等の養育者を、1号では実父母、2号で養父母、3号では本人をそれぞれ規定し、3項で、前項の1号において父母のいずれか所得の高い者を監護者等と規定し、4項で、事実婚の父を含むものとして規定するものであります。

配布資料の裏面をご覧ください。第3条は、対象者として、1項で、高校生等の養育者の住所要件、健康保険、国民健康保険、または社会保険の医療給付要件を規定し、2項で、対象外となる高校生等を1号で生活保護受給者、2号で施設入所者、3号でグループホーム、または里親への委託者をそれぞれ規定するものであります。

第4条、タブレットでは3ページにかけてご覧ください。医療証に関して、規則で定め

る方法、申請様式や添付書類等で町長に申請の上、交付を受けることを規定し、第5条は、助成の範囲として、1項で、入院時は食事療養標準負担額を除いた額を助成し、2項で、前項の助成は他制度の医療給付の優先を規定するものであります。

第6条は、医療費の助成に関して、1項で、医療証を提示した医療費、薬剤費等を対象とし、助成額を当該医療機関に支払うものとし、2項で、規則で定める家族療養費等を特別な理由として規定し、第7条では、食事療養標準負担額のみ自己負担を規定するものであります。

第8条は、届出義務に関して、1項で、医療証の申請内容に変更が生じた場合を、2項で、毎年、現況届の提出を、3項で、交通事故等の第三者行為による医療費助成時の提出をそれぞれ規定するものであります。

第9条、タブレットでは4ページにかけてご覧ください。医療費の助成を受ける権利の譲渡、または担保の禁止を規定し、第10条は、損害賠償請求権の譲渡に関して、1項で、第三者行為による医療費助成時の当該助成額を限度として請求権を町に譲渡し、2項で、前項の譲渡について、対象者が当該第三者に通知することを規定し、第11条は、助成費の返還等に関して、1項で、1号では偽り・不正行為で医療費助成、2号から4号では第三者行為関連のいずれかに該当する場合、助成額の全部、または一部の返還を規定し、2項で、同一の第三者行為時の町の対応を規定するものであります。

第12条は、委任として、条例施行に必要な事項を規則で規定するものであります。

附則といたしましては、1項で、本条例の施行期日を公布の日から施行するものとし、2項で、適用区分として、本条例規定の医療費助成は、令和5年10月1日から適用するものであります。

参考といたしまして、過去3か年分の町独自高校生医療費助成事業の助成実績を記載しましたが、当該助成に係る費用が令和5年度から3年間は都の全額補助が決定しており、令和8年度以降の都の補助率は、今後協議されるものでございます。

以上で、議案第56号 奥多摩町高校生等の医療費の助成に関する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第56号の質疑を行います。質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田恵美子です。

1つご質問させていただきます。高校生等医療費の助成は、奥多摩町の子育て支援の15

項目の中に入っておりますけれども、町独自の子育て支援でなくなるということで、これは子育て支援のほうから外されるというか、対象外となるのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員のご質問にお答え申し上げます。

議員からは、今回の高校生等医療費助成事業都制度に移行することに関し、町の子ども・子育て支援事業 15 項目から外れることになるのかとご質問をお受けしたところでございますが、令和 5 年度から 3 か年度については、都が全額補助するものとしておりますので、少なくとも 3 か年度については町の 15 項目からは外れる状況となります。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） すみません、医療証の交付が後回しになるということなんですけれども、この点、具体的にどのように、手元に医療証がない状態で高校生の皆さんは受診しなきゃいけないんですけど、具体的にはどのようにするのか、教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 1番、伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

医療証の交付につきまして、町は 10 月になると先程ご説明いたしまして、議員からは、4 月からは交付半年間ないという状況につきましてでございますけれども、町といたしましては、4 月と 10 月、年 2 回医療証の交付でなく、スムーズに移行する観点から毎年度の更新月である 10 月に医療証を交付させていただくものでございます。

ただ、その半年間につきましては、これまで同様に償還払いにはなりますけれども、申請に基づきまして全額補助をするものとしまして、その財源でございますが、東京都の協議によりまして医療証の交付が 10 月になったとしましても、4 月から 9 月までの半年間については都の補助金全額充当できるというふうに確認できておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 56 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 56 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第56号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第57号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第58号 奥多摩町登計原山村広場運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第59号 奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。教育課長。

[教育課長 新島 和貴君 登壇]

○教育課長(新島 和貴君) 議案第57号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例、議案第58号 奥多摩町登計原山村広場運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例につきましては関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、タブレット1ページ、議案第57号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例について提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設の使用手続等を見直すため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もございますが、タブレット6ページ、新旧対照表をお開きください。

はじめに、第3条使用時間ですが、新たにただし書を加えるものでございます。

次に、第4条登録等ですが、旧条例では、一般登録団体の規定のみでございましたが、新条例では、登録団体を第1号から第3号まで新たに規定し、第1号では、従来どおり町内在住・在勤者5名以上で構成される団体である一般登録団体、第2号は、町内の民宿旅館等に宿泊する町外等に在住する者5名以上で構成されている団体である特定登録団体、第3号は、教育委員会が後援等するなどし、特別に認める団体をその他登録団体に規定するものでございます。

第2項では、登録しようとする団体の申込みについて規定をするものでございます。

次に、第5条の登録の取消ですが、旧条例では規定がありませんでしたので、新たに規

定を設けるものでございます。また、第5条を追加したことにより、この第5条以降につきましてはそれぞれ条を繰り下げるものでございます。

次に、第6条の使用の承認ですが、旧条例では許可でしたが、承認に改正するもので、文言の修正になります。

次に、7ページをお開きください。第7条の使用の不承認ですが、旧条例では「使用の制限」でしたが、第6条に合わせ、「不承認」に改正するものでございます。

次に、第8条の禁止行為等ですが、旧条例では、文中「使用者」を「使用団体」に改め、旧条例第2項を新条例第1項の第3号と第4号に新たに改めるものでございます。

次に、第9条の使用承認の取消等ですが、旧条例では「許可の取消等」でしたが、「使用承認の取消等」に文言を改め、第1項の文言を改正するものでございます。

次に、第10条使用料は、新たに納入期日を具体的に加えたものになります。

次に、第11条使用料の不還付は、旧条例では「不還付」であったものを「使用料の」を加え、文中の「使用者」を「使用団体」に改めたものでございます。

8ページをお開きください。第2号、第3号は、文言を改正したのものになります。

次に、第12条原状回復の義務から第14条損害賠償までは、文中の「使用者」を「使用団体」に改め、第14条に第2項を加えるものでございます。

次に、別表第10条関係でございますが、こちらについては全部改正になりますので、変更点の下線はありませんが、改正する主要部分をご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

こちらの別表でございますが、旧条例では、先程ご説明したとおり使用団体2区分となっておりましたが、今回「一般登録団体」と「その他」団体でしたが、新条例では、第4条でもご説明したとおり3区分、「一般登録団体」「特定登録団体」「その他登録団体」に改正し、特定登録団体及びその他登録団体は、金額を別表のとおりそれぞれ増額改定するものでございます。

なお、一般登録団体につきましては料金の改定を行いませんので、従来の町内団体につきましては影響はございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、9ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、令和5年1月1日から施行するものでございます。

ただし、第4条に規定する主要団体及び別表の規定は、令和5年4月1日以後に施設を使用するものから適用するものでございます。

経過措置といたしまして、施設の使用の登録及び許可を受けているものについては、な

お従前の例によるものとなります。

以上で、議案第 57 号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

次に、10 ページをお開きください。議案第 58 号 奥多摩町登計原山村広場運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、奥多摩町登計原山村広場運動公園の使用手続等を見直すため、規定を整備する必要があるためでございます。

なお、先程ご説明いたしました議案第 57 号と重複する部分については説明を割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表 14 ページをお開きください。

第 3 条は、ただし書の追加。

第 4 条は、登録団体の改正ですが、奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例では、登録団体の要件として、町に在住・在勤する者 5 名以上でしたが、奥多摩町登計原山村広場運動公園の設置及び管理運営に関する条例では 10 名以上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、第 5 条から、15 ページをお開きください。第 9 条までは、多少の文言の違いはありますが、議案第 57 号の改正内容とほぼ同内容となっておりますので、割愛をさせていただきます。

次に、第 10 条使用料でございますが、奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例では、第 10 条使用料と第 11 条使用料の不還付で分けておりましたが、奥多摩町登計原山村広場運動公園の設置及び管理運営に関する条例では、第 10 条に一括で規定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、16 ページをお開きください。第 11 条の原状回復の義務から第 13 条報告義務までは、「使用者」を「使用団体」に改め、第 15 条委任は、文言を改正するものでございます。

次に、別表第 10 条関係は、2 区分から 3 区分に改正し、一般登録団体以外の 2 団体の料金をそれぞれ改定するものでございます。

次に、17 ページをお開きください。附則につきましては、議案第 57 号と同様でございます。

以上で、議案第 58 号 奥多摩町登計原山村広場運動公園の設置及び管理運営に関する条例の説明を終わります。

次に、18 ページをお開きください。議案第 59 号 奥多摩町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、奥多摩町立学校施設の使用手続等を見直すため、規定を整備する必要があるためでございます。

次に、23 ページ、新旧対照表をお開きください。

はじめに、第 4 条開放の日時ですが、旧条例の第 2 項を削り、新たにただし書を加えるものでございます。

次に、第 5 条使用者の範囲ですが、議案第 57 号、第 58 号と同様に、登録団体を規定するものですが、学校施設のため、その他登録団体の規定はいたしません。

次に、第 6 条登録は、文言の言い回しを改正するものでございます。

次に、第 7 条登録の取消は、新たに規定を追加するものでございます。

次に、24 ページをお開きください。第 8 条使用の承認は、「使用の許可」を「使用の承認」に改めるものでございます。

次に、第 9 条使用料は、第 1 項は、文言を整理し、第 2 項は、還付の規定を第 1 号から第 3 号まで新たに加えるものでございます。

次に、第 10 条使用の不承認は、「使用の制限」を「使用の不承認」に改め、第 7 号、第 8 号を新たに改定するものでございます。

次に、25 ページをお開きください。第 11 条禁止行為等ですが、規定を第 1 項にまとめ、禁止行為を第 1 号から第 4 号までに新たに加えるものでございます。

次に、第 12 条施設使用者等の義務ですが、「使用者等」を「施設使用者等」に改めるものです。

第 13 条についても同様に改めるものでございます。

次に、第 14 条使用承認の取消は、「使用の中止及び取消し」を「使用承認の取消」に改め、第 2 項を 1 項にまとめ、第 1 号から第 4 号に新たに加えるものでございます。

次に、第 15 条損害賠償は、26 ページにまたがりませんが、文中、「使用者等」を「施設使用者等」に字句を改正するものでございます。

次に、第 16 条報告義務は、文中、「施設使用者」を「使用団体」に改めるものでございます。

次に、別表 1 第 4 条関係ですが、古里小学校プールの使用日を改正するものでございます。旧条例では「8 月中」となっておりますが、「学校の休業日」と「その他の日」に改めるものでございます。また、それぞれの時間を改正するものとなっております。

次に、別表2第9条関係ですが、「特定登録団体（旅館・民宿等）」を「特定登録団体」に改正し、料金をそれぞれ改定するものでございます。

次に、27 ページをお開きください。こちらも「特定登録団体」の言い回しを改正し、古里小プールの規定を「町内在住者」と「町外在住者」に改めたものになります。

なお、この3議案、57号、58号、59号につきましては、それぞれ設置された年月日も違います。しかしながら、使用する団体については、皆様同じような団体となりますので、ここで言い回し等、または料金等を統一することによって住民の皆様にご混乱がなく、スムーズに使えるようにということで今回一括での提案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第57号から議案第59号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第57号の質疑を行います。質疑ありませんか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

今回、57号で川井のスポーツ・コミュニティ施設の料金改正ということで、この中にテニスコートという記載があるんですが、この場所がどこかということと、あと、第58号の登記原のほうのテニスコートが新たに設置されておりますけれども、場所についてお伺いいたします。ごめんなさい、57ですね。

○議長（高橋 邦男君） 58じゃありませんので。今の質問なしで。

○9番（石田 芳英君） なしで。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長、何か答えますか。教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 9番、石田議員さんのご質問にお答えします。

只今テニスコートの部分のご質問が出たかと思えます。今回、只今の議案第57号になりますので、議案第57号に関係するテニスコートの部分についてご説明させていただきます。

議案第57号につきましては、奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例となりますので、こちらのテニスコートにつきましては、グラウンドの奥の倉庫があって、その裏にテニスコートがございますので、場所については、そちらがテニスコートとなっておりますので、よろしくお願いいたしますと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

第4条の2で「前項の規定により登録しようとする団体は、規則に定める使用団体登録申込書により、委員会が定める期日までに登録の申込みをしなければならない」とありますが、剣道会も所属している体協の団体ですと、前年度の3月末までに登録申請を提出しているかと思いますが、どの団体も同じ期日という認識でいいのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 6番、大澤議員のご質問にお答えします。

こちらの期日でございますが、全団体同じ期日というふうに考えております。今回、1月1日からの施行になりますので、広報等で周知すると同時に、各団体に今言ったような内容を詳細に丁寧に説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） すみません、6番、大澤です。

そうしますと、例えば特定登録団体、施設使用時に町内の宿泊施設に宿泊するものの団体というふうな定義なんですけども、こういう団体ですと、例えば他市町村の野球クラブの団体ですとかそういうところが泊まりながらグラウンドを使ったりすることもあるかと思うんですけど、そうすると、3月末までに登録していなければできない、使えないということでしょうか。

あと、町内でも年度途中で団体をつくって使いたいという場合だと、前の3月末までに登録していないと使えないというようなことになるのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 6番、大澤議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の町外の団体の方の扱いでございますが、町内の団体と同じように、必ず今回登録が必要になります。これは令和4年度、今年度につきましても同様で、既に特定登録団体の方、町内の団体の方全ての団体に登録していただいております。かつやはり条例施行規則の中では3月31日までに委員会に登録の申込みをしなければならないというふうに規定をしておりますが、ただし書がございます、委員会が特別に認める場合はこの限りではないと。この委員会が特別に認める場合の大きな部分というのは、例えば町内の団体で、年度途中で、例えばテニスサークルですとか、ソフトボールですとか、合気道ですとかいろんな団体が組織されたときに年度当初じゃないと受け付けないよということになりますと、住民のサービスの低下に繋がってしまいますので、その部分については、随

時要件を満たしていただければ登録を可としておりますので、そのようにご周知していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 再々すみません。そうしますと、町内は年度途中でもオーケーだけれども、町外は駄目ということですか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 6番、大澤議員の再々質問にお答えします。

町外の団体の方につきましても規定の範囲内の中で使用するというのであれば、きちんとした登録申請書が満たしておれば、年度途中でも認めるような形になっております。実際今年度については旅館、民宿の方が代理申請というような形になっておりますが、やはりお金の問題ですとか、キャンセルの問題ですとか、使用の問題等々で若干問題もあるというふうに事業者の方から聞いておりますので、今後直接やり取りすることによって、きちんとした登録、きちんとした支払いができるものというふうに考えておりますので、特定登録団体についても登録をしていただければ、途中からでも使用できるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今回から使用団体が3項目に分かれるということなんですけれども、その他の登録団体は結構使用料が高額になっております。具体的にどのような団体をイメージされているのか、ざっくりでよろしいので、教えていただけますか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田議員のご質問にお答えいたします。

今回、その他団体でイメージしている団体でございますが、現在、奥多摩町でエクストリームシリーズというように、そういう団体が使っております。そちらの団体は、奥多摩町が後援しているんですけれども、参加費を取って実施するというような団体については、やはり一部参加費を取るということは、特定登録団体ではなく、その他団体として規定して新たに料金をいただいたほうがいいんじゃないかと。こちらの参考にしたのが檜原村さんがやはり3区分ということで、檜原さんが一番奥多摩町に形態が似ておりますので、檜原さんの場合ですと、村民の方、村民以外、それと収益のある方ということで料

金区分をしておりますので、今回それを参考に、奥多摩町もそのような形で3区分の改正をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 議案58号の登記原のグラウンドなんですけど。

○議長（高橋 邦男君） 今、57号だけです。

○2番（森田 紀子君） 57号ですね。すみません。また、では、後でします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに。12番、原島幸次議員。

○12番（原島 幸次君） 12番、原島です。

ちょっとお聞きしたいんですが、施設とかいろいろ状況、市町村によって全部違うんで、広い場所だとか、或いは施設内容が違いますが、この西多摩地域の広域行政圏もやっております。その関係で近隣市町村の、ある程度それを見ながら、この金額を決めたのか。今、檜原さんという話がありましたけど、ほかの市町村の関係なんかはどうなのかなと、この辺をちょっとお聞きしたいなど。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 12番、原島議員のご質問にお答えします。

只今ございました他市町村の状況につきましては、まずはやはり体育施設ということで東京都を参考に確認はしております。そのほかの西多摩地域の体育施設の条例等も確認させていただいております。その中で、一番形態が近かったのが檜原さんということでございましたので、今回全地区の条例等は確認しておりますが、参考にしたのは檜原村ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

今まで登録が届出で済んでいたのが、わざわざ承認という形になったわけですけど、何か承認しなきゃという理由があるんですか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 8番、小峰議員のご質問にお答えします。

まず登録の関係でございますが、登録の方法は今までとは変わっておりません。申請をしていただいて登録をしていただくと。ただ、今ご質問のとおり、手続の部分で許可から承認というような形に変えさせていただいております。この許可と承認の違い、では何か

ということですが、今まで許可というような形で登録していただいた団体が申請に基づいたものを教育委員会が許可するというような形になります。許可の法定的な定義といたしましては、法令などによって一般的に禁止されている行為を特定の場合に解除する行為のことを許可といいます。それでは、今度変更した承認とは何かというのが、一定の行為または事実の存在を承諾または肯定することということで、表現としては少し柔らかくなっております。今回の表現を柔らかくした部分については、こちらについては施設の例えばテニスコートですとか、プールですとか、校庭というような限られたものになりますので、許可より承認のほうが言葉の部分としては適切ではないかと。また、先程 12 番、原島議員さんの質問でもあったように、東京都の体育施設の条例等も当然、確認したところ、やはりそういう文言を使っているほうが多いというようなこともございまして、町の顧問弁護士にも相談してお話ししたところ、そちらのほうの表現がよろしいんじゃないかというようなこともございましたので、今回、文言を改正させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。7 番、澤本幹男議員。

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

第3条で、時間のほうが午前8時から午後9時半までということになっています。ただし、委員会が特別に認める場合はこの限りないとあるんですけど、これ夜中、言葉は悪いんですけど、9時半過ぎて何かやるということもあるんですか。どういうことを想定されて、この条項をつけられたのか。ないと思うが、余り夜中に大騒ぎされても困るし、朝早くからがたがたされても困るんで。何でこの時間を入れたかを教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 7 番、澤本議員のご質問にお答えします。

こちらのただし書きの条項につきましては、想定といたしましては、先程エクストリームというような団体のご説明をしたかと思えます。こちらの団体は、川井のスポーツ・コミュニティ施設は使っていないんですけども、他の登計原山村広場運動公園を使うときに若干時間が既定以外の部分で、教育委員会が特別に認めて使わせるというようなケースがございました。そのようなことがございましたので、川井のスポーツ・コミュニティ施設につきましても登計原山村広場運動公園と同様に、スポーツ施設になっておりますので、そのような団体が来たときに受け入れられるようにということで、この部分については改正しました。

ただ、その条件といたしましては当然、近隣住民の方にご迷惑をかけないですとか、法令を遵守するとかというような条件を付させていただいて現在も使用させていただいておりますので、そのような部分を想定して今回、その部分については改正をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） ありがとうございます。ということは、例えばもし9時半過ぎる場合は、こういうことで気をつけてくれということとして許可するということでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 7番、澤本議員さんの再質問にお答えします。

特別な場合については、当然、条件を付すると同時に、地域の方たちにも周知をしていきたいというふうに考えております。本当に特例で貸し出すというようなイメージでいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

また、町のイベントの場合も若干時間が早くから準備したりということもございますので、そういう部分をきちんと規定したものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開いたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第58号の質疑を行います。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

先程はどうもすみませんでした。第58号の登計原のテニスコートですけど、これは場所はどこか、お伺いたします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 9番、石田議員さんのご質問にお答えします。

登計原山村広場運動公園のテニス場につきましては、道を上がっていただいて左側にある駐車場の奥側の部分がテニスコートとして規定してございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

そうしますと、地面がコンクリートなんですけど、安全性の面からいかがかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 9番、石田議員さんの再質問にお答えします。

現状の状況でございますが、アスファルト舗装として現在なっております。以前はハードのテニスコート用のものだったんですけども、地盤沈下をしてしまって、そのときにアスファルトにしたというふうな経緯を聞いてございます。

今、ご指摘のとおり、テニスコートにつきましてはアスファルト舗装ですと、足に負担が多くなるということは承知しておりますので、担当課のほうとしても今後改善をしていきたいというふうには考えております。

なお、使用についてもやはり使用団体のほうからは、アスファルトだとなかなか使用しづらいというようなお話も直接伺っておりますので、本日のご意見につきましてはご意見として参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 先程はすみませんでした。登計原のグラウンドなんですけど、今現在、例えば羽村シニアさんとか使われていると思うんですけど、料金区分が相当変わられていると思うんですけど、その他登録団体として登録した場合、今までと料金が上がってしまうと思うんですけど、現状の登計原のグラウンドを使っている団体数、あとは今後、料金改定した後の見込みとしてどのくらいの数の団体を見込まれているのか教えていただけたら幸いです。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 2番、森田議員のご質問にお答えします。

まず今年度の登録件数でございますが、一般登録団体につきましては42団体、特定登録団体については10団体というふうになっております。昨年度の場合ですと、特定登録団体

が同じく 10 団体、一般登録団体が 35 団体の計 45 団体、今年度が 52 団体ということで、令和 4 年度のほうが若干多くなっております。

先程具体的に羽村シニアというお話がございましたが、羽村シニアの場合ですと、区分といたしましては一般登録団体というようになります。羽村シニアさんの関係団体の中に奥多摩住民の方がいらっしゃるということもありますので、その条例の規定では一般登録団体となっております。ただし、昼間の部分というのは当然、条例に基づきまして無料でございますが、その他の部分については料金が発生するというので、これは他の一般登録団体と同じ状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、今後の影響、見込みでございますけれども、一般登録団体につきましては、先程条例の説明でもさせていただきましたが、町内の団体の皆様ですとか、また、無料になる優遇される体育協会ですとか、消防ですとか、自治会さんについては一切影響はございません。ですので、このまま現状維持の数が使っていただけじゃないのかなというふうに考えております。

影響があるのが特定登録団体、また、その他登録団体というこの 2 団体については、当然金額が上がります。上がるということは若干影響が出てしまう可能性はありますが、実はこちらの部分については、料金比較を檜原さんともしてございまして、基本的に町内の場合ですと、学校施設と登記原山村広場運動公園では料金を変えております。この理由というのが、同じ野球をするにしても学校の校庭、川井のスポーツ・コミュニティ施設を使うのと登記原を使うのは違いますので、やはり学校施設のほうが低く抑えて、登記原山村広場運動公園のほうが料金体系をしております。そのような視点で檜原村さんのほうと比較しますと、檜原さんのほうは、先程ちょっと説明しなかったんですけども、うちでいうその他団体については収益がある場合は 6 万円というような形で貸出しをしています。通常のうちで特定登録団体に当たる部分、村民以外については 1 万 2,000 円、また、村民の方でも夜間、これは全部料金がかかる部分になりますので、夜間照明になります、6,000 円というような形でうちより若干高く貸しているというふう聞いておりますので、そういうことを考えればそんなに影響はないのかなというふうには考えております。特に、夏季シーズンになりますと、コロナの影響がなければ、各団体が合宿として使用されますので、その部分についてはそんなに影響はないんじゃないかなというふうに担当課では見ております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。10 番、宮野亨議員。

○10 番（宮野 亨君） 10 番、宮野でございます。

先程の登記原のテニスコートの件についてちょっと触れさせていただきたいんですけど、あそこは消防のほうの操法訓練なんかも兼ねてやっている、そこの関係で足場がどのように、ゴムか何かの形で足に負担がかからないような施設ならばいいんでしょうけど、余り柔らか過ぎちゃって今度はタイムに影響することも考えられるんで、操法訓練との相互関係だとかいろいろ、また別のところにテニスコートができるのであればその方向でも考えていただければなと思いましたんで、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 10 番、宮野議員さんのご質問にお答えします。

まず消防の訓練との兼ね合いでございますが、現在コロナの関係がありましたので、今年度、前年度等は訓練としては使っておりません。ただ、令和元年度、平成 30 年度、平成 29 年度につきましては、消防の訓練としてテニスコートの使用の申請を実際にさせていただいております。以前、テニスコートを当初造ったときには、テニス用のハードになっておりまして、その中でも訓練はできているということと、現時点で消防の担当ともお話ししたんですけれども、例えば変えた場合、渋谷の消防訓練所のほうも今アスファルトではなく、そういうハードのものを使っているというふうに聞いておりますので、訓練上は特に支障はないというふうに担当のほうから聞いてございますので、ただ、先程ご心配されるように、例えばクレイにしまったりすると、当然土になってしまいますので、そのような部分はしないような形で今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、議案第 59 号の質疑を行います。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

古里小学校のプールについてですけれども、新たに町外在住者の規定が設けられましたが、町民かそうでないかの判断はどのようにするのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 6 番、大澤議員のご質問にお答えします。

町民の確認でございますが、まず子どもたちについては今年度はチケットを渡して、それで確認するような形をしております。従来までは、自治会のお名前を言っていただくような形で受付のほうで判断したというふうにしております。来年度以降についてもやはりコロナの関係がありますので、町外の方を受け入れるかどうかというのは今後また検討しなきゃいけない部分になりますが、今年度と同様に、子どもたちには無料の券をお配りして、大人たちについては自治会名を言っていただくような形で対応していきたいというふうに考えております。

なお、今年度、町外の方も来ていただいた部分については、親戚の、もともと奥多摩の方で、お子さんが戻ってきておじいさん、おばあさんと行ったりとか、一緒に行くという部分については今年度、町外の方はご遠慮していただいていたんですけれども、そのような方については一緒に窓口でお話をさせていただいて、今年度区分けをして料金もいただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） すみません。大澤です。

先程、今年度は子どもたちのほうにチケットを配ったということなんですけども、ある保護者の方から、紙は6枚渡されて、3人子どもがいたら2回行ったらそれで終わっちゃったと言って、もう一回申請したら追加でもらえたんだけど、ペーパーレス時代に紙の無駄遣いじゃないかと。朝のラジオ体操のカードが昔あったと思うんです。ああいうのを1人1枚渡して、それでスタンプでもシールでも押すようにすればいいんじゃないかというようなご意見もいただきましたので、ぜひ何かそういう形にして、無駄がないようにしていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） ご心配かけて申し訳ございません。6番、大澤議員の再質問にお答えします。

今年、紙にした理由が、実はコロナの関係で、令和2年度は全面的に中止にして、やはり町民の皆様から実施してほしかったというようなこともございましたし、監査委員さんのほうからも中止にした意味についてどうなのかというようなご指摘もいただきました。今年度もやはりリスクというのが大分大きかったんですけども、子どもたちに書いてもらったというのは、それによってコロナが出た場合の今後の対応ができるというような意味合いで今年度は紙を使用させていただいております。

ただ、このコロナの報告書もここで11月からは各施設についても、各団体に周知しているところなんですけれども、今までは全て書かなくてよくなりましたので、来年度その部分について今のご質問を参考にしながら、コロナの状況にもよってくるんですけれども、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。今年度についてはそういう事情でやったということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今、大澤議員の質問とも付随するんですけれども、古里小学校のプールなんですけど、使用日が学校の休業日、その他の日というふうに分けられていますけれども、学校の休業日というのは、土日とか、長期の休みとか指すと思うんですけれども、代休になる場合もあるじゃないですか。そういうのも入っているんでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田議員のご質問にお答えします。

休業日に分けたというのが実は今年度、相田議員さんからも一般質問をいただきまして、プールのことについていろいろ他の議員さんからもご意見等いただきましたので、試行的に6月から9月までということで行いました。この場合ですと、教育委員会が特別に認める場合ということで、本来であれば8月中しか一般開放はできないというような条例になっておりますが、今回特別に教育委員会の中で教育委員会が認めるということで行いました。

ただ、やはり例外規定を毎年毎年続けるというのは条例を設置している以上、ちょっとそれはよろしくないんじゃないかということもございましたので、やはりきちんと開放できる期日を設けるということで学校の休業日と学校の休業日以外というような形にしました。こちらについての解釈でございますけれども、その学校の休業日というのが、やはり8月というのは長期休暇が入っております。それと土日の休み、あと代替というようなことも当然ありますので、そのような学校が休みのときには朝からできますよと。ただし、学校教育が優先になりますので、学校が休業日じゃない時間帯については夜間の6時からですよというような規定を明文化したものでございますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 先程、大澤議員さんから質問をちょうだいした、なぜ紙チケットだったのかという、教育課長が説明したとおりでありますので、大澤議員さんだけのご理解じゃなくて、質問された町民の方にもぜひお伝えいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしでよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 59 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 57 号から議案第 59 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 57 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 57 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 58 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 58 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 59 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 59 号については、原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 10 議案第 60 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11 議案第 61 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 12 議案第 62 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 60 号から議案第 62 号をご覧ください。

議案第 60 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 61 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 62 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件の条例改正につきましては提案理由に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、議員特別職の特別給の支給割合及び一般職の職員の給料表及び特別給勤勉手当の支給割合等を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、10 月 12 日に勧告されました東京都人事委員会の勧告内容につきましてご説明いたします。

町の給与改定は、東京都の職員給与条例を基に改定しておりますが、令和 4 年東京都人事委員会の給与勧告では、例月給では職員と民間従業員の給与の比較結果に加え、生計費や人事院の勧告内容などを総合的に勘案した結果、給料表の引上げ改定を行うことで公民較差の解消を図ることが適当であると示されております。

また、特別給賞与につきましては、民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を 0.10 月分引き上げる改定となりました。

給与勧告制度は、公民較差を解消し、職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで、職員の給料を社会一般の情勢に適応した適正な水準とする役割がございます。今回の勧告では、例月給につきましては、本年 4 月時点の比較に基づいて公民較差は、民間従業員の給与が職員の給与を 828 円、率にすると 0.20%上回っていることから、公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から初任層に重点を置き、若年層を中心に 4 年ぶりに引上げ改定を行うもので、本年 4 月 1 日に遡及して実施するものでございます。

特別給賞与につきましては、民間従業員に対する直近 1 年間の賞与の支給実績と職員と比較し、0.10 月分引上げ、引上げ分を全て勤勉手当に配分する勧告がされたもので、勤勉手当に限りますと、2.05 月から 2.15 月と改められ、これにより期末手当の 2.4 月分と合わせて年間の期末勤勉手当の支給月数を現在の合計 4.45 月分から 4.55 月分と改めるもので、この改定は、令和 4 年度に支給する期末勤勉手当から実施するもので、特別給の引上げ改定は 3 年ぶりとなるものでございます。

今回の改定に伴います人件費の年間影響総額では、給料で初任層を重点とした若年層では、全会計の総額として例月給で約 10 万 7,000 円、4 月から 11 月分の遡及分の総額で約 85 万 2,000 円の増額となるものでございます。

次に、特別給につきましては、全会計の総額で約 751 万 6,000 円の増額となる見込みで

ございます。1人当たりの特別給の額では、20歳代で扶養なしの場合、約4万円、40歳代の係長職で配偶者と子ども1人の扶養親族があるものでは約3万4,000円、50歳代の課長補佐職で配偶者と子ども2人の扶養親族があるものでは約4万2,000円の増額となります。

以上の点を踏まえまして、本議会に上程させていただく内容は、給与に関わる例月給と特別給、賞与の引上げ等につきまして改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明させていただきます。

議案第60号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、一般職の勤勉手当と同様の割合を期末手当において、議案第61号の特別職の職員の給与に関する条例は、勤勉手当を含む期末手当において、その支給月数を改正するものですが、分かりやすくご説明をさせていただくために、大変恐れ入りますが、議案第62号の一般職の職員の給与に関する条例の改正からご説明させていただきます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。タブレット35分の9ページの新旧対照表をご覧ください。併せて別添として配布させていただいておりますA4横長の提案説明附属資料をご覧ください。

9ページからは奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。下線部が改正部分となり、第1条この条例の目的では、地方公務員法「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、次の第19条勤勉手当、第1項では「、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改め、次の同条第2項中、「任命権者が支給する」を「、任命権者が支給する」に、次の「その者に所属する」を「、その者に所属する」に文言を改めるもので、下段の部分では、勤勉手当「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項では、再任用職員について「100分の50」を「100分の52.5」に改めるもので、人事委員会が勧告されました一般職の職員の勤勉手当100分の10、0.10月分を引き上げるものでございます。

なお、ここで定める割合は、6月、12月の支給月にそれぞれ加算されるもので、これで勤勉手当につきましては、年間で2.15月分の支給月に改めるものでございます。

別添の附属資料をご覧ください。一般職の下段の施行日、5年6月1日以降の勤勉手当の月数の改正となります。括弧内は、再任用職員の期末勤勉手当の支給月数となります。

なお、4年度分につきましてはこの後、附則でご説明させていただきます。

次に、タブレット11ページをご覧ください。別表第1及び第2の改定でございますが、別表第1、1等級、主事職で概要を説明させていただきます。

改定内容は、公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から初任層に重点を置き、若年層を中心に引上げ改定を行うものでございます。

はじめに、別表第1の下段の見出しの部分の(ア)は、条例本文と細則を合わせるため、(イ)を(ア)に改め、以降、見出しに関わる細則の部分改め、次に、給料表の概要となりますが、行政職給料表(1)、1等級、主事職で1号給で勧告による給料月額14万8,300円、改定額は7,000円、5.0%の引上げ、以降2ページ進めていただき、13ページをご覧ください。76号級で、勧告では26万5,100円、改定額100円の引上げとなります。この間の号級が若年層を中心として上限額7,000円、下限額100円となる改定でございます。

11ページにお戻りください。2等級から4等級及びその他の給料表につきましては、行政職給料表(1)の改定内容を基本として改定を行うものでございますので、この後の別表第1及び別表第2の説明は省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、タブレット10ページをご覧ください。附則として、第1項施行期日では、この条例は公布の日から施行し、第2項適用区分では、この条例の改正後の奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例による別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用し、第3項勤勉手当に関する特別措置では、令和4年12月に支給する勤勉手当につきましては、本文の規定に関わらず一般職は100分の112.5とすること。再任用職員は100分の55とすること。第4項給与の内払では、この条例による改正前の規定に基づいて令和4年4月1日以降の分として支払われた給与は、改正後の奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例による給与の内払いとみなす規定を定めるものでございます。

別添の附属資料をご覧ください。右側の一般職の欄、中段の4年12月1日の勤勉手当の月数の改正となります。4年度では既に6月期に1.025月分の勤勉手当を支給しているため、4年度については12月期に1.125月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間2.15月分とするものでございます。

次に、タブレット1ページをご覧ください。議案第60号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議会議員の報酬のうち、期末手当につきましては、現在は年間で3.20月、6月の支給では1.60月、12月に支給する場合も同様に1.60月分支給しております。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第5条第2項の改正でございます。この期末手当につきまして年間で0.10月分引き上げるとともに、引上額を加えた総額3.30月分を一般職と同様に6月と12月期で均等配分する1.65月分に改めるものでございます。

ただし、議会議員の期末手当につきましては、年間で0.10月分を上げますが、適用を本年12月に支給する期末手当からとし、4年度における期末手当の年間支給月数は、現在の支給月数の年間3.20月分に4年度で引上げ適用となる0.10月の2分の1、0.05月を加えた3.25月分とし、本年12月に支給する期末手当は、4年度の年間支給月数の3.25月から6月に支給している1.60月分を減じた1.65月分を支給することを定めたものでございます。

附属資料をご覧ください。左側の議員の欄の支給率に改めるものでございます。議会議員の期末手当につきましては、人事院の勧告はございませんが、従来、職員と同様に引上げ、改正の際には議員の特別給も引上げておりますことから、ご提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、タブレット4ページをご覧ください。議案第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

特別職の職員につきましては、勤勉手当を含み、期末手当として支給しており、現在は一般職と同様に年間で4.45月、6月に支給する場合は2.225月、12月に支給する場合は2.225月分を支給しております。

2ページ進めていただいて6ページの新旧対照表をご覧ください。第3条第2項の改正でございます。この期末手当につきましては、年間で0.10月分引き上げるとともに、引上額を加えた総額4.55月分を一般職と同様に、6月期と12月期で均等配分する2.275月分に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日では、この条例は、公布の日から施行し、第2項は、期末手当に関する特例措置として令和4年12月に支給する期末手当について条文の規定に関わらず、100分の232.5とすることを定めるものでございます。

別表の附属資料をご覧ください。特別職の欄、中段の4年12月1日の手当の月数の改正となります。4年度は既に6月期に2.225月分の期末手当を支給しているため、4年度の12月期に2.325月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間4.55月分とするものでございます。

特別職につきましては、一般職と同様、常勤であるため、4年度から人事院勧告の0.10月分の改定を実施するものでございます。

なお、職員給の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、議案第 60 号から議案第 62 号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 60 号の質疑を行います。質疑ありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

具体的に幾らの引上げになるのか、増額になるのか、教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6 番、大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

只今、説明の中でもお話しさせていただきましたけれども、例月給につきましては、若年層と申し上げますのは、議員の部分につきましては全体で 21 万 4,000 円の引上げという額となります。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） すみません、1 人当たりの金額を教えてくださいと有り難いです。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 1 人当たりの金額、これ違うんですけども、議長、副議長、また、常任委員長、議員さんという形になりますけれども、議員さんで申し上げますと、30 万円にこの率を掛けたものというものでご理解いただければと。あと期間率もございますけれども、6 か月達しておりますので、そのような形で計算しております。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 60 号の質疑を終結します。

次に、議案第 61 号の質疑を行います。質疑ありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 度々すみません、6 番、大澤です。

具体的な金額を教えてくださいと有り難いです。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6 番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

特別職でございますので、町長、副町長、教育長という形になります。町長につきまし

ては約8万円の増額という形で、副町長につきましては約7万円の増額、教育長につきましては同じく7万円の増額という割合になってまいります。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号の質疑を終結します。

次に、議案第62号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第62号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第60号から議案第62号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 異議が出ましたので、これより討論を行います。

最初に、反対討論をお願いします。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

議案第60号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案について反対いたします。同様の理由でありますので、まとめて発言いたします。

今回の条例改正案は、職員の期末手当の引上げに連動して議員と特別職の期末手当が引上げられるというものです。職員の今回の引上げ対象は勤勉手当です。勤勉手当とは、職員の勤務成績に応じて支給される手当であり、職員の給与、身分保障、労働条件とは異なる特別職と議員の期末手当に連動させる根拠は全くありません。

今、町民の暮らしは、物価や燃料費の高騰、年金の相次ぐ引下げ、社会保障費の負担増が続いており、厳しさが増えています。町民への聞き取りの中でも、年金が下がった、保険料が高い、給料は増えない、増えても微増、急激な物価高で家計を切り詰めているという声が圧倒的です。

事業主の方からは、最低賃金が上がったから従業員の給料は上げざるを得ないが、自分たちは原材料や燃料費が上がって支出ばかりが増えているといった悲痛な声が寄せられています。

こんなときに町長、副町長、教育長の特別職や議員の期末手当を増額することに町民の

理解は得られません。少なくとも据え置くべきだと考えます。

以上、反対の理由を申し上げ、議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第 60 号と 61 号について賛成討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、議案第 60 号、61 号について反対討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 以上で、討論を終結します。

これから採決いたします。

日程第 10 議案第 60 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 60 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 61 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 61 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 62 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 62 号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明後日 12 月 2 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 0 時 00 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員